

意見交換でご意見をいただきたい事項

1 税制について

- (1) 税額・税率
- (2) 課税免除
- (3) 申告・納入

2 用途について

- (1) 用途とその周知
- (2) 特別徴収義務者への交付金

3 その他

1 税制について

(1) 税額・税率

【金沢市の現行制度】 宿泊料金 2 万円未満：200円 2 万円以上：500円（免税点なし）

宿泊料金	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	
50,000円	200円	300円	1,000円	500円	定率制 (2%)	200円	500円	200円	500円	
20,000円		200円	500円				200円		200円	
15,000円	100円	100円	200円	200円			200円		200円	200円
10,000円	100円									
7,000円	免税	免税	200円	200円				100円		
0円										

※ 福岡市と北九州市の税額には、福岡県の宿泊税分として徴収する50円を含む。

アンケート結果	ヒアリング調査結果	現行の金沢市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊事業者からは、低価格帯の宿泊施設への宿泊や仕事目的の方の宿泊に対する課税免除を求める意見、宿泊税の廃止を求める意見がある。 ・ 市民からは、宿泊税は不要とする意見がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光関係団体からは、導入当初から現在においても宿泊客の理解の状況に不都合はない、トラブル等の報告は受けていないが、3,000円程度の低価格帯の宿で200円は高いとお客様に言われたという報告は1件あったという意見がある。 ・ 観光関係団体からは、税率は定額ではなく定率で行うのがよいという意見がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊料金にかかわらず、宿泊客が受ける行政サービスに変わりがないとの考えから、免税点を設けずに全ての宿泊者に広く負担を求める。 ・ 併せて、2万円以上の宿泊料金の宿泊者に対しては、負担能力に見合った負担を求めることとして税額を500円とし、2万円未満の税率200円との2段階としている。

1 税制について

(2) 課税免除

【金沢市の現行制度】なし。

他の自治体の状況	アンケート結果	現行の金沢市の考え方
<ul style="list-style-type: none">課税免除を設けている自治体 京都市（修学旅行） 倶知安町（修学旅行、職場体験） 長崎市（修学旅行、スポーツ文化体験）東京都では、1万円未満は免税となるため、修学旅行は課税対象から外れるよう制度設計がなされている。	<ul style="list-style-type: none">市民からは、市民の宿泊に対する課税免除を求める意見がある。	<ul style="list-style-type: none">課税免除を受けるには、宿泊団体から宿泊施設への証明書等の提出を要し、宿泊施設の負担が増加する。簡素な税制とするために課税免除を設けていないが、県外からの修学旅行や学生の合宿、文化・スポーツイベントに対する助成制度を設けている。

1 税制について

(3) 申告・納入

【金沢市の現行制度】 申告 : 紙の申告書による申告 又は 電子申告 のいずれか。

納入 : 金融機関で納入書により納入

アンケート結果	現行の金沢市の考え方
<ul style="list-style-type: none">・ 宿泊事業者アンケートでは、特別徴収事務で最も苦勞していることとして、納入書による納入、申告書の作成・提出の2項目で3割を占める。	<ul style="list-style-type: none">・ 令和5年10月からeLTAX（地方税ポータルシステム）による電子申告と電子納税が可能となることから、宿泊事業者にそのことを周知していきたいと考えている。

2 使途について

(1) 使途とその周知

【金沢市の現行制度】 次の3つの方向性に沿って、毎年度当初予算編成において使途を検討している。

また、当初予算案の公表の際に、宿泊税を活用した主な事業を公表している。

- ① まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興
- ② 観光客の受入環境の充実
- ③ 市民生活と調和した持続可能な観光の振興

アンケート結果	ヒアリング調査結果	現行の金沢市の考え方
<ul style="list-style-type: none">・ 宿泊事業者・宿泊者・市民とも、まちなみや景観の保全、建築文化の発信に活用するのが望ましいとの意見が多い。・ 宿泊事業者からは、宿泊施設の改修支援など観光客の受入環境の充実に活かしてほしいとの意見が多い。	<ul style="list-style-type: none">・ 有識者からは、金沢市の魅力のアピールを含め、使いみちや成果をわかりやすく広報するのがよいという意見がある。・ 観光関係団体からは、修学旅行の補助金制度の周知がもう少しあったらよいとの意見がある。	
<ul style="list-style-type: none">・ 宿泊税を活用した事業の中に宿泊施設等の改修費に対する補助があり、ラブホテルを補助対象から除外しているが、宿泊事業者からラブホテル除外はおかしいとの意見がある。		<ul style="list-style-type: none">・ ラブホテルを補助対象としないことは、行政の裁量権や政策によるものであり問題はない。

2 使途について

(2) 特別徴収義務者への交付金

【金沢市の現行制度】 ・ 納入期限までに申告納入された税額の2.5%を交付（6月・12月）

〔導入後5年間（令和6年3月申告分まで）の特例〕

交付率の引上げ 2.5% → 3.0% / 納期内納入1月につき、1,000円を加算

他自治体の状況	アンケート結果	ヒアリング調査結果
<ul style="list-style-type: none">・ いずれの自治体も、交付金や報償金として、納入期限までに納入申告された額の2.5%を年1回交付している。・ 長崎市を除き、宿泊税の導入から当初5年間は交付率を0.5%上乘せして3.0%としている。・ 大阪府と倶知安町では、納期内納入のできなかつた月数等により、交付率が減額される場合がある。・ いずれの自治体も、交付回数は年1回である。	<ul style="list-style-type: none">・ 宿泊事業者からは、特別徴収事務交付金の継続を求める意見がある。	<ul style="list-style-type: none">・ 有識者からは、宿泊事業者の負担を思えば、特別徴収事務交付金を今後も継続してほしいとの意見がある。

3 その他